

## 【会則】

### 第1条 名称

本会は福岡甲南会と称す。

### 第2条 目的

本会は会員相互及び母校との親和を図ることを目的とする。

### 第3条 会員

本会は次の者を以って会員とする。

- (1) 甲南学園卒業生中、福岡県及びその近郊在住者
- (2) 学園に在籍した者で福岡県及びその近郊に在住し、役員会の承認を経た者

### 第4条 客員

本会は甲南学園旧職員及び本学園に功績ある人で、福岡県及びその近郊在住の人を推して客員とする。

### 第5条 役員

(1) 本会は次の役員を置く

会長 1名

副会長 2名

幹事 数名

監事 1名

(2) 会長、副会長及び監事は総会に於いてこれを選出し、幹事は会長が会員の中より選考しこれを委嘱する。

(3) 役員任期は4年とする。但し留任を妨げない。

(4) 役員が任期中に他府県へ転出した場合、会長は直ちにその代わりの者を会員の中より選考しこれを委嘱する。